三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒川六七七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬字姫上田四四五、四八八から四九一まで、字宇土五五六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字姫上田四九一、字宇土五五六の二、字姫上田四四五・四八八から四九〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市深川字日当六二六の二、六二六の三、六三八、六五四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日当六二六の二・六二六の三・六三八・六五四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字荒倉八四三の二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒倉八四三の二一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字箙瀬字本迫三〇二、三〇三、三一一・三一三合併、三一二、字宇土三三一の二の二、三三七・三三八合併、字本迫三一四・又三一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本迫三一二・三一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百八十八条第一項の規定により東京都市計画京島三丁目地区防災街区整備事業の施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　防災街区整備事業の名称
東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業
二　事業施行期間
事業計画認可の公告の日から平成二十五年度末まで
三　施行地区
東京都墨田区京島三丁目の一部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都墨田区東向島二丁目十六番十四号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成二十二年八月三日
七　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
平成二十二年九月二日まで
八　権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十二年九月二日まで

○国土交通省告示第八百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一ツ瀬川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を平成十八年国土交通省告示第千三百九十二号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十四号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内
字野々首　一〇四〇番一

一〇四〇番二三	一号から二号まで
一〇七六番イ	三号から九号まで
一〇四〇番三五	十号
一〇四〇番二九	十一号
一〇六三番	十二号
一〇九五番	十三号
一〇九五番乙	二十六号
	二十七号